



山都町告示第64号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法(昭和26年法律第180号)
第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成17年12月9日

福島県耶麻郡山都町長 吉田 昭一



編入する字名	同上に編入される区域
<p>字上新田</p>	<p>字上ノ山 一九九三、一九九四の一、一九九四の二、一九九五の一、一九九五の二、一九九六、一九九七、一九九八の二、一九九九の二、二〇〇〇の一から二〇〇〇の三まで</p> <p>字蛇崩 二〇四二の二、二〇四七から二〇五一まで、二〇五二の一、二〇五二の二、二〇五三の一から二〇五三の三まで、二〇五四、二〇五五の一、二〇五六の一、二〇五八の一及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部</p> <p>字一ノ沢 三七六一の二、三七六二の一、三七六二の三、三七六三、三七六四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>字上谷地上 一七九六、一八一三の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>
<p>字上谷地道西</p>	

編入する字名	同上に編入される区域
<p>字三ツ山</p>	<p>字上新田 一から三まで</p> <p>字御林 三四九〇の三から三四九〇の八まで、三四九一の一、三四九一の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>字沢 三七五五の二</p> <p>字沢尻 三八三七の二、三八三七の三、三八三八の三、三八三九の一から三八三九の三、三八四〇の二から三八四〇の八まで、三八四一の四、三八四三の二、三八四三の四、三八四三の五、三八四四の二、三八四四の四、三八四四の七、三八四五の二、三八四六の二、三八五五の三、三八五六の三、三八五六の四、三八五七の二、三八五七の五、三八五七の六、三八六〇の二、三八六二の二、三八六二の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>